

胎内市^{たいたないし}地域おこし協力隊員募集要項【鍬江集落】

1 募集背景

新潟県胎内市は、新潟県の北東部に位置する人口約2万6,000人の市で「自然が生きる、人が輝く、交流のまち」を市の基本理念に掲げ、山・川・海の豊かな自然を活かしながら、未来への希望が持てる持続可能なまちづくりを進めています。

しかし、市内の山間部の地域では、人口減少、少子高齢化が進行しており、コミュニティの衰退や地域の活力低下が課題となっています。そうした状況の中でも、鍬江集落では、「賑やかな地域」を目指し、外部の若者との交流や、特産品の生産など交流促進や地域資源の活用に向けて意欲的に取り組んできました。

そこで、このたび、地域住民に寄り添いながら、更に、地域コミュニティの活性化に取り組む地域おこし協力隊員を募集することとしました。

2 業務内容

- (1) 鍬江集落の魅力の発信・掘り起こし
- (2) 郷土の歴史を調査・整理し、郷土への愛着を育む活動
- (3) その他鍬江集落の活性化に資する活動

3 募集人数

1名

4 募集対象者

次の(1)から(7)までの全てを満たす者

- (1) 居住地 次の①及び②の全てを満たす者

① 現在の住所地が、条件不利地域（※5 ページ参照）に該当しない方で、生活の拠点及び住民票を胎内市に移すことができる方。

② 現在の住所地が「3大都市圏外都市地域」又は「3大都市圏外一部条件不利地域」に該当している場合は、生活の拠点及び住民票を胎内市の条件不利地域に移すことができる方。

※ お住まいの地域が要件に該当するか否かは次の URL でご確認くださいほか、担当までお問い合わせください。<https://www.soumu.go.jp/chiikiokoshitai/pdf/000847999.pdf>

- (2) 年齢

昭和60年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方

- (3) 勤務の開始時期

令和8年4月1日から令和8年5月31日までの間に(1)に記載した生活の拠点の移動を行い、勤務を開始できる方

- (4) 心身が健康で、かつ、地域活性化に意欲と情熱を持っている方
- (5) 普通自動車運転免許（A T 限定を含む。）を有する方
- (6) ワード、エクセル等の基本的なパソコン操作ができる方
- (7) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格事項に該当しない方

5 求める人物像

- 1. 地域住民と円滑なコミュニケーションが取れる方
- 2. 目的を理解し、関係者と協力しながら着実に成果へつなげられる方
- 3. 向上心をもって新たな取組に挑戦し、課題を乗り越えていく意欲のある方

6 任用形態及び期間

(1) 任用形態

会計年度任用職員

(2) 任用期間

委嘱の日から一会計年度を超えない範囲で 12 か月以内とする。ただし、任用期間の満了後に再度任用することがある。（最長 3 年）

7 報酬

1 時間当たり 1,700 円

期末勤勉手当 年 2 回（6 月・12 月）任用期間及び成績率に応じて支給

8 勤務日及び勤務時間等

(1) 勤務日数

週 4 日間（火曜日～金曜日）

(2) 勤務時間

原則午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分（1 日 7 時間 30 分勤務 昼休憩 1 時間）

ただし、業務内容により時間外及び休日に勤務を要する場合がある。

(3) 休日

休日は以下のとおりとする。ただし、必要に応じ、勤務日と休日を振り替える場合がある。

① 週休日：日曜日、月曜日、土曜日

② 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

③ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの期間

(4) 休暇

年次有給休暇（初年度 10 日付与）、特別有給休暇、特別無給休暇を付与する。

9 勤務地

胎内市内（鋤江）

10 待遇及び福利厚生

- (1) 業務に支障が無い場合は兼業を認める。
- (2) 市で業務に使用する公用車を用意する。
- (3) 業務に使用するパソコンを貸与する。
- (4) 住居については市が借り上げ、家賃の全額を負担する。
- (5) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入する。
- (6) 公務災害等の補償あり。

11 応募手続

(1) 応募受付期間

令和7年11月22日（土）～令和8年1月22日（木）必着
郵送で受付を行う。また、提出された書類は返却しない。

(2) 提出書類

① 履歴書

市が指定した様式を使用すること。記載に当たっては、パソコン等で入力し出力したものも可とする。

様式については市ホームページ「地域おこし協力隊員の募集について」（URL：<https://www.city.tainai.niigata.jp/gyose/sogoseisasu/tiikiokoshi/kyouryokutai.html>）からダウンロードするか、担当まで郵送を依頼し入手すること。

② 作文

「地域おこし協力隊として活かしたい私の能力」をテーマに800字程度で記載すること（A4で書式自由、パソコン等で出力したものも可とする。）。

(3) 提出先

〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号
胎内市役所総合政策課

12 選考

(1) 第1次選考

提出された履歴書及び作文を用いて書類選考を実施する。選考結果については応募者全員に令和8年1月末頃に文書にて通知する。

(2) 第2次選考（最終選考）

第1次選考合格者を対象に、令和8年2月上旬以降に第2次選考（面接試験）を行う。日時及び会場等の詳細については、第1次選考結果通知時に通知する。

選考結果については、令和8年2月中旬以降に2次選考受験者全員に文書にて通知する。

13 問合せ先

〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号

胎内市役所総合政策課 行革協働係

担当 時田（ときた）

T E L : 0254-43-6111 (内 1359) F A X : 0254-43-2868

E-MAIL : gyoukaku@city.tainai.lg.jp

※「条件不利地域」…次の①から⑦のいずれかに該当する市町村。

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)

- ・第 2 条第 2 項に基づき公示された過疎地域をその区域の全部又は一部とする市町村
- ・法施行令附則第 3 条第 1 項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村
- ・法施行令附則第 4 条第 1 項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村とみなされる区域をその区域の全部又は一部とする市町村

②山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)

- ・第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村

③離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)

- ・第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

④半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)

- ・第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

⑤奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)

- ・第 1 条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村

⑥小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)

- ・第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村

⑦沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)

- ・第 3 条第 1 号に規定する沖縄の市町村